

高槻市告示第 4 5 1 号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成 17 年 8 月 8 日

高槻市長 奥本 務

1 指定する区域

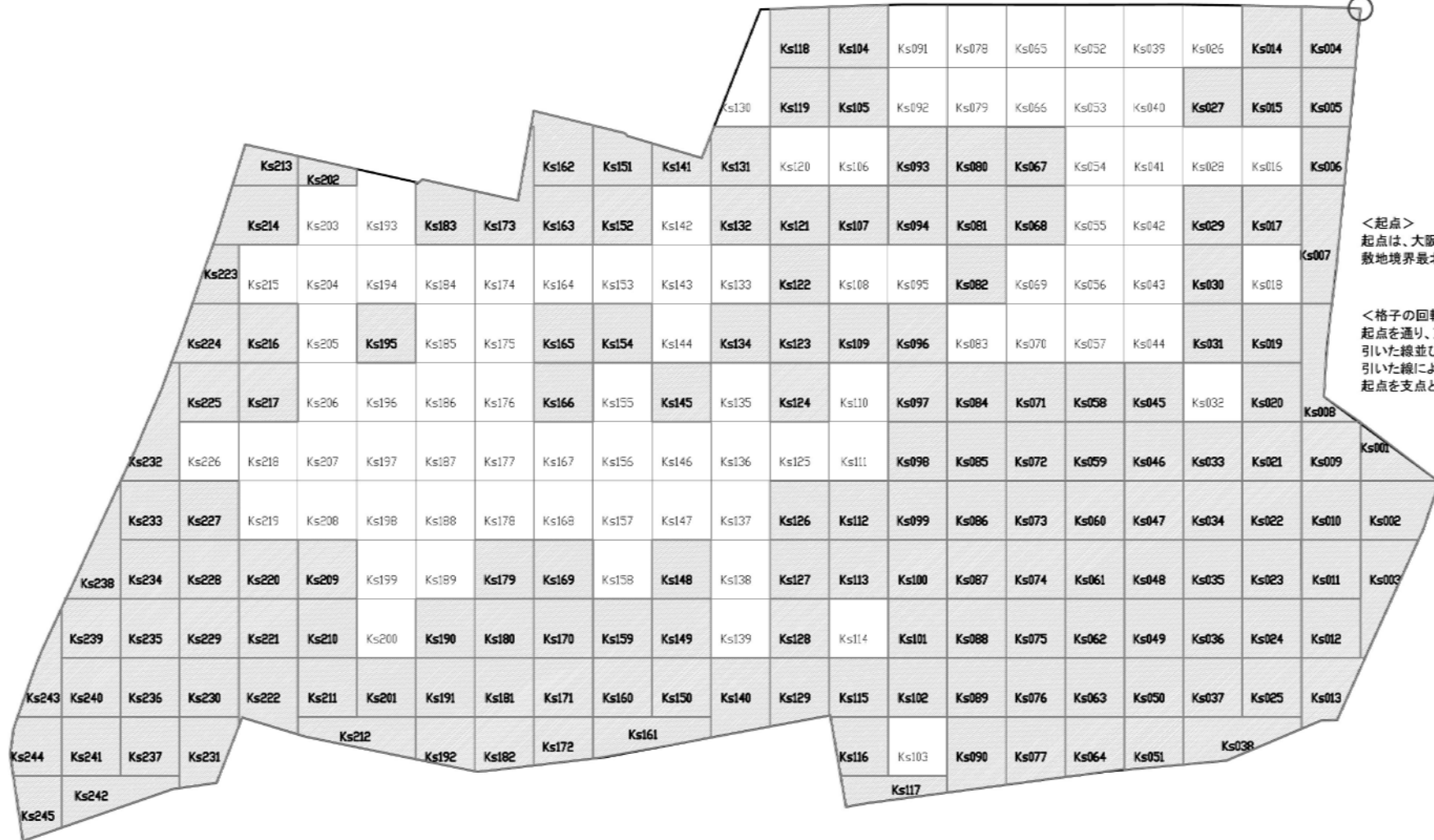
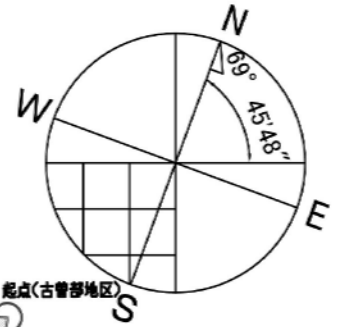
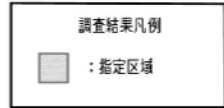
別図のとおり（高槻市古曽部町二丁目 243 番 1、244 番、245 番、245 番 2、246 番 1、246 番 2、246 番 3、247 番 1、247 番 2、248 番 1、248 番 2、249 番 1、250 番、251 番 1、251 番 2、254 番、256 番、257 番、262 番 1、262 番 6、263 番 1、263 番 3、264 番 1、264 番 3、266 番 1、266 番 3、268 番 1、268 番 3、269 番 1、269 番 3、269 番 4、269 番 5、269 番 6、270 番 1、271 番 1、1076 番 1 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物



<起点>
 起点は、大阪府高槻市古曾部町の
 敷地境界最北端の境界点とする。

<格子の回転角度> 69° 45' 48"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により形成される格子を、
 起点を支点として回転させた角度を示す。

指定区域一覧図(総括図)